

諮問日：平成29年10月12日（平成29年度（情）諮問第14号）

答申日：平成30年3月23日（平成29年度（情）答申第20号）

件名：東京地方裁判所における特定事件の判決起案等の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

東京地方裁判所における特定の事件の判決起案及び決裁書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって、手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が平成29年6月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

判決書に裁判長の署名・押印がなく、事由が記載されておらず、民事訴訟規則157条に違反している。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容を踏まえると、苦情申出人が開示を求める文書は、特定の事件に係る裁判事務に関する文書と解される。

そうすると、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書には当たらず、手続の対象とならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年10月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 平成30年2月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないと解される。

そこで本件開示申出文書につき検討すると、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める文書は、特定の事件に係る裁判事務に関する文書と解される。そうすると、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書とは認められない。

したがって、本件開示申出文書は、司法行政文書開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人